

重課対象車(注1)及び重課割合について

| 対象車 | 新車新規登録の時期 | 重課開始年度 | 重課割合 |
|--------------------------------|----------------------|-------------|-------------|
| 新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車 | 平成26年3月31日以前 | 重課開始済み | 概ね15%重課(注2) |
| | 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | 令和8年度から重課開始 | |
| | 平成27年4月1日～平成28年3月31日 | 令和9年度から重課開始 | |
| 新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車又はLPG車 | 平成24年3月31日以前 | 重課開始済み | |
| | 平成24年4月1日～平成25年3月31日 | 令和8年度から重課開始 | |
| | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 令和9年度から重課開始 | |

注1: 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス被けん引車は除かれます。

注2: バス・トラックについては、概ね10%重課となります。